

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年3月までの期間及び58年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年8月から57年3月まで
② 昭和58年4月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、いつも夫の分と一緒に納付しており、夫は納付済みとなっている。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、その夫の分と共に国民年金保険料を納付したとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和55年7月14日に連番で払い出されており、申立期間①及び②を含む55年3月から58年8月までの夫婦の国民年金の資格取得と喪失時期は同一であることから、国民年金の資格の得喪手続及び保険料の納付を夫婦一緒に行ったものと推認でき、申立期間①及び②の保険料を夫が納付しているにもかかわらず、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①を含め昭和57年10月までA市に在住しており、申立期間①の直後の57年4月から同年10月までの保険料は納付済みとなっていることから、同じくA市在住時で4か月と短期間の申立期間①を未納とするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和57年11月にB市（現在はC市）に転居しており、同市在住時で申立期間②直前の57年11月から58年3月までの保険料は納付済みとなっていることから、同じくB市在住で8か月と短期間の申立期間②を未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和56年8月から57年3月までの期間及び58年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの付加年金保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

昭和49年に結婚して、夫は厚生年金保険に加入しており、私は未加入だったが、夫から国民年金への加入を強く勧められ、将来国民年金を多く受給できるようにしたいと考えて、付加年金保険料を含め任意加入した。最初の数回は納付書により保険料を納め、その後口座振替により定期的に納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年8月にその夫の強い勧めがあり、将来の年金受給を考えて国民年金に加入し、付加年金保険料を含め保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立期間を除き、第3号被保険者となる直前の61年3月まで、付加年金保険料を含めて保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識が高かったものと認められ、3か月と短期間の申立期間を未納とするのは不自然である。

また、申立人は申立期間当時、A銀行（現在はB銀行）の総合口座を所持し、口座振替によって保険料を納付したとしているところ、申立人から提出された申立期間当時のA銀行預金通帳によれば、申立期間中の昭和56年2月26日に、国民年金保険料として申立期間の保険料合計額1万2,510円が出金されており、当該出金が10円単位で口座から引き出されていること、通帳摘要欄の記載内容が口座振替と同じ表記であることを考慮すれば、この出金記録は出金伝票によるものではなく、口座振替によるものと推認でき、口座振替により納付された保険料は、当期の3か月分に充当されることから、56年2月26日の口座振替額は、申立期間の保険料に該当すると考えるのが

自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加年金保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月

申立期間の国民年金保険料については、私が昭和 56 年 3 月 2 日に A 市役所で住所変更手続きを行い、その後、再度同市役所へ行った際に納付書をもらい、同市役所内の信用金庫で納付しており、申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A 市役所内の信用金庫で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳によれば、申立期間中の昭和 56 年 3 月 2 日に住所変更手続きがされていることから、同市役所において申立期間の納付書を発行することが可能であったものと推認できる上、56 年当時、同市役所内に信用金庫が存在し、国民年金の納付が可能であったことが確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間末の昭和 56 年 3 月 29 日まで会社に在籍し、同年 4 月以降は国民年金保険料が納付済みとなっていることから、同年 3 月分のみ保険料の免除を申請する事情は見当たらず、申立期間の保険料が申請免除となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和50年7月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料はすべての期間について私自身で納付した。完納を目標に納付してきたので、申立期間が未納であるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA区役所で納付したとしているところ、自宅からの交通手段及び区役所窓口を鮮明に記憶しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は昭和50年から任意加入し、任意加入後は申立期間を除いて未納が無く申立人の夫も職業、住所等の異動がなく、生活状況に大きな変化がないことから納付意識は高かったと認められ、3か月と短期間である保険料を納付できない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②における被保険者資格の資格喪失日は、平成5年6月16日であると認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年5月31日まで
② 平成5年5月31日から同年6月16日まで

社会保険事務所からの連絡により、A株式会社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成5年8月において、標準報酬月額が4年9月までさかのぼり30万円に引き下げられていることがわかった。

また、平成5年6月ごろまで勤務していたのに、資格喪失日が同年5月31日になっている。

申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によれば、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年9月から5年4月までの期間は53万円(当該期間における厚生年金保険の最高標準報酬月額)と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年5月31日以後の同年8月9日において、4年9月までさかのぼっ

て 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は当該事業所の取締役であったことが商業登記で確認できるものの、当時の申立人の業務は営業部の責任者であり、社会保険の手続等に関与していなかったとする複数人の同僚の供述も得られたことから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た記録から、平成 4 年 9 月から 5 年 4 月までを 53 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の記録によると、A 株式会社が適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ平成 5 年 5 月 31 日までであり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、申立期間②において法人格を有していたことから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日以降の平成 5 年 8 月 9 日付けで、上記 1 の標準報酬月額の減額訂正と同日に処理されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、離職日が平成 5 年 6 月 15 日となっていることから、申立人が同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理をさかのぼって行う合理的理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 6 月 16 日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、上記 1 による訂正後の A 株式会社における平成 5 年 4 月の社会保険事務所の記録から 53 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録は、申立期間①については53万円、申立期間②及び③については59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から7年10月1日まで
② 平成7年10月1日から8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から9年7月31日まで

A株式会社に勤務していた平成6年10月から9年6月までの標準報酬月額が、9年9月5日に遡^{そきゅう}及して26万円に引き下げられているのはおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間①については53万円、申立期間②及び③については59万円(いずれの金額も当時の最高等級)と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年7月31日以降の同年9月5日に、申立期間①については26万円に、申立期間②及び③についても26万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できるが、社会保険庁において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A株式会社が倒産した際の清算代理人が、当時の総務担当役員に申立期間当時の状況を聴取したところ、「社会保険料等の取扱いについて申立人を含む当時の役員で相談した上で引下げの手続を取った。なお、標準報酬の引下げ対象は役員のみで一般従業員は行わないこととした。」と、詳細な供述をしている。

また、当時の代表取締役及び従業員からは申立人の主張どおり、申立人

が設計担当役員であったことは確認できることから、申立人は社会保険事務について権限がなかったことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額については事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額の記録から、申立期間①については53万円、申立期間②及び③については59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成17年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん特別便が届き、有限会社Aで勤務していたときの年金記録を確認したら、私が持っている給与明細では12か月分徴収されているはずの厚生年金保険の被保険者記録が1か月分反映されていなかったことに気づいた。

私は、同社に平成16年10月1日から17年9月30日まで勤務しており、同日まで在籍していたので資格喪失日は同年10月1日のはずである。会社の届出誤りであると思うので、是非記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が有限会社Aに平成17年9月30日まで勤務していたことが確認できる。

そして、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書があることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、本件は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの

標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業主は届出を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成17年9月の保険料について、納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年7月31日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤務していた株式会社Aは、平成8年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年9月30日に、7年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年7月から8年6月までの期間について、30万円から20万円に遡^{そきゆう}及訂正されていることが確認できる。

また、B年金基金の記録では、申立期間の標準報酬月額は30万円であることが確認できる上、株式会社Aに係る社会保険事務を行っていたCセンターでは、標準報酬月額に関する届出書は複写式であり、同基金と社会保険事務所に異なった金額が届け出られることはないとしている。

さらに、申立人は、厚生年金保険関係手続に関する権限は無く、単に事務処理を担当していたと主張している上、事業主も自分が社会保険手続関係の権限は持っており、申立人は事務処理を担当していただけであると供述し、同僚も事業主が厚生年金保険関係手続を行っていたとしている。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から 30 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）本社における資格取得日に係る記録を昭和41年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月26日から42年1月11日まで
昭和35年3月に株式会社Aに入社し、56年11月に退社するまで社名変更はあったが同社を辞めたことはない。申立期間の前後の事業所は同一の事業主であり、41年11月に株式会社AのC工場から本社へ転勤した際に欠落が生じた。申立期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主及び複数の同僚の供述、雇用保険被保険者資格記録、申立人の説明等により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和41年11月26日に、株式会社AのC工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する申立人の株式会社A本社における昭和42年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の事業主は既に死亡し、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料も保存していないことから、詳細は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を平成7年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成8年8月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正する必要がある。
なお、平成8年7月の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成7年2月28日から同年7月1日まで
② 平成8年7月22日から同年8月1日まで
株式会社Aに平成2年4月1日に入社以来、8年7月31日まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、7年2月28日から同年7月1日までの期間及び8年7月22日から同年8月1日までの期間の計6か月が欠落している。給与明細書（平成7年2月から同年6月まで）で厚生年金保険料が控除されているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の事業所記録照会票(基本記録)によると、株式会社Aは、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同年7月1日に再び適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人の同僚は、申立期間①について申立人とともに継続して勤務し、勤務形態に変更はなかったと供述している上、同社の商業登記簿謄本の記録から、同社は申立期間①において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

したがって、申立期間①について申立人が所持する給与明細書等及び同僚の供述から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書上の厚生年金保険料控除額から算定した 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に無くなって元代表者も行方不明であり、確認できる関連資料は無いが、当該事業所は、社会保険事務所において当該期間が適用事業所として記録管理されていないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②における株式会社Aの退職日は平成8年7月31日であると主張しているが、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人の被保険者記録が、同年8月1日一般喪失として同月12日付けで処理されているところ、同年7月22日喪失として9年5月19日付けで取消処理されていることが確認できる。

しかし、当該取消処理時点において申立人は既に当該事業所を退職しており（雇用保険被保険者記録から、平成8年7月31日に株式会社Aを離職）、実態に即した記録訂正とは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}して記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を、当初記録されていた平成8年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を訂正前の社会保険事務所の記録から24万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録のうち、平成5年8月から6年2月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正する必要がある。
- 2 また、平成4年7月から同年9月までの期間及び同年12月から5年12月までの期間（上記1により41万円と訂正する期間のうち、5年8月から同年12月までの期間を含む）については、44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年7月から同年9月までの期間及び同年12月から5年12月までの期間の、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び上記1により41万円と訂正した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から6年2月まで

社会保険庁の記録では、A株式会社における平成4年7月から5年7月までに係る標準報酬月額が41万円、同年8月から6年2月までが18万円となっているが、当時の給与支給明細書ではそれ以上の給与が支払われていることが確認できるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人のA株式会社における平成3年9月から6年2月までの厚生年金保険の標準報酬月額については、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、41万円と記録されていた。しかし、その後の社会保険庁

の記録では、当該事業所が厚生年金保険適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）の後の同年4月21日付けで、5年8月に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を18万円に引き下げていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所では工務部長として技術、製造面の管理業務を担当していたとしており、登記簿によっても、当該事業所で取締役^{そきゅう}に就任したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の平成5年8月から6年2月までの標準報酬月額については、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た41万円に訂正することが必要である。

- 2 さらに、申立人は、申立人の保管する当該事業所における平成4年7月から5年12月までの給与支給明細書に基づいて、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間において、給与支給明細書で確認できる保険料控除額から算定される標準報酬月額が、すべての月について報酬月額から算定される標準報酬月額の範囲内であることから、申立人の標準報酬月額については保険料控除額から算定される額として、算定される額と社会保険庁の記録が一致する平成4年10月及び同年11月、並びに給与支給明細書の提出が無く保険料控除が確認できない6年1月及び同年2月を除く各月について（上記1により41万円と訂正する5年8月から同年12月までの期間を含む。）、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成4年7月から5年12月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明としているが、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が、当該期間のうち、4年10月及び同年11月を除く全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額及び上記1により41万円と訂正する標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和50年4月から同年12月までの期間については15万円であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和50年4月から同年12月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月1日から51年6月30日まで
なぜ、標準報酬月額が15万円から11万8,000円や13万4,000円に減額されたのか。この時期に給与が下がったという記憶はない。申立期間の標準報酬月額は、給与明細書の数字とは違う内容になっている。申立期間の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和49年7月に11万8,000円から13万4,000円に、50年1月に15万円に増額改定し、同年4月に11万8,000円に減額改定し、51年3月に13万4,000円に増額改定していることが確認できる。これら期間のうち、昭和50年7月から同年12月までは、申立人が提出した給与明細書により、厚生年金保険料として5,700円が控除されており、これは標準報酬月額15万円に応じた控除額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの期間の控除額については、社会保険事務所の記録から同年1月から同年3月までの期間の控除額は5,700円であること、及び同年7月から同年12月までの期間は給与明細書により厚生年金保険料として5,700円を控除しているこ

とが確認できることから、同年4月から同年6月までの期間においても標準報酬月額15万円に応じた厚生年金保険料5,700円を控除されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和49年10月及び同年11月並びに51年1月から同年4月までの期間については、給与明細書から、厚生年金保険料控除額と事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う保険料額が一致することが確認できる。

このほか、申立期間のうち上記に示した以外の期間については、給与明細書が無い場合、報酬月額及び控除保険料額を確認することができない。

以上のことから、申立人の標準報酬月額の記録については、昭和50年4月から同年12月までの期間は15万円とすることが必要である。その他の申立期間については記録を訂正する必要は認められない。

なお、事業主の納付の義務については、事業主も保険料額控除の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年1月31日まで
社会保険庁からの連絡（訪問）により、A株式会社に勤務していた平成9年1月1日から10年1月31日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い標準報酬月額に変更されている。調査の上、変更前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係るA株式会社での厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年1月31日より後の同年3月27日付けで、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正され、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本において、平成9年11月19日に代表取締役を辞任していることが確認でき、訂正処理が行われた当時は当該事業所を退職しており、当該減額訂正は知らないと供述していることからみても当該減額訂正には関与していなかったことが認められる。

さらに、現事業主は、申立人は申立期間当時、体調を悪くしたことから、平成9年11月19日に代表取締役を交代し、申立人は当該事業所を退職していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 21 日から 35 年 4 月 21 日まで
高校卒業後、株式会社A（現在は、株式会社B）に就職し、約5年間勤務した。社会保険事務所で確認したところ、同社での厚生年金保険加入期間は脱退手当金として支給されていると聞いたが、自分には受給した記憶は無く、結婚以来50年つけ続けている家計簿を探して調べてみたが、脱退手当金を受給した記録は無かった。支給日とされているころは、結婚した後、すでに夫とともにC地からD地に転居しており、自分で請求手続をするはずはないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年4月21日に株式会社Aを退職後、すぐに結婚式を挙げ、脱退手当金の支給日である同年8月23日には既にE市からF市に転居していたとしているところ、同市に転居したときから記帳し始めたとする家計簿を所持しており、その家計簿には「35. 5. *結婚 16F地」との記載がある。

また、この家計簿には、食費や生活費、光熱費のほか、結婚式の祝儀、夫の給与、失業保険の給付、預金の入出金に至るまでの詳細な記帳があることが確認できる。

さらに、申立人がF市に転居した翌日である昭和35年5月17日から継続して家計簿に記帳していること、記帳内容も自然であることなどから、この家計簿は申立人の当時の事情を反映した信憑性のある資料であると認められ、36年分までの家計簿に脱退手当金を受給した形跡が無いことから、申立人は、脱退手当金を受給していないと考えるのが妥当である。

加えて、申立人は「結婚した後も再就職しようと考えていた」と供述しているところ、昭和 55 年に厚生年金保険に再加入した際、厚生年金保険被保険者記号番号を同一番号で取得していることが確認できることを踏まえると、申立人の供述は信用でき、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成2年6月1日であると認められることから、申立人のA株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで

A株式会社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、平成2年5月31日に同社B工場で資格喪失し、同年6月1日に同社C工場で資格取得となっており、被保険者期間1か月が欠落している。厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社が申立人の資格喪失年月日を平成2年6月1日として届け出たことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、申立人が平成2年6月度の給与から、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成2年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険庁の記録から47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 12 月 31 日まで

昭和 61 年から平成 5 年まで株式会社 A に勤務していた。B の営業の経験があったので営業課長として勤務しており、経営には全く関与していなかったが、自分の標準報酬月額が実際の給与のものと相違しているので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を務めていた株式会社 A は、平成 4 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日以降の 5 年 1 月 20 日付けで申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、3 年 4 月から 4 年 11 月までの期間において 53 万円から 8 万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において当該事業所において取締役であったことが確認できる上、同僚照会の結果、「申立人は当時、事業所の経理事務を担当していた。」などの供述が得られたが、申立人が遡及訂正処理に関与していたことを裏付ける事実を確認することはできず、さらに、当時の代表取締役は、「代表者印は自分が管理していた。会社清算に関しては第三者による手続は行っておらず、自然消滅させた。」と供述していることから、当該代表取締役のみが当該遡及訂正処理に関与していたと考えることが自然であり、申立人が当該遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録では、昭和 61 年 8 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日まで継続して加入していたことが確認できることから、取

締役ではありながら労働者性の強いことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和44年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月から40年9月までは1万円、同年10月から41年9月までは1万2,000円、同年10月から42年6月までは1万4,000円、同年7月から43年6月までは1万8,000円、同年7月から44年7月までは2万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月3日から44年8月31日まで
私は、妻と同じA株式会社（現在は、株式会社B）のC課に勤務していたが、昭和44年8月に同社を退職して、同年9月にD株式会社に入社して、営業部都内課に勤務していた。

妻も私と一緒にD株式会社の面接を受けており、妻は入社日を少しずらして昭和44年9月に入社した。

A株式会社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和39年3月23日から同年10月3日までとなっているのはおかしいので、調査の上、訂正をしてほしい

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録には、申立人は、A株式会社において昭和39年3月23日に資格を取得し、44年8月30日に離職と記載されている。

また、社会保険庁の記録では、A株式会社における申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和39年3月23日、資格喪失日は同年10月3日となっ

ているが、44年9月17日付けのE年金基金発行の裁定通知書（裁定内容として厚生年金基金連合会（現、企業年金連合会）への移管通知）には資格喪失日が同年8月31日と記載されており、移管を受けた厚生年金基金連合会が保管していた申立人の厚生年金基金台帳の記録でも同日が資格喪失日とされていることから、39年3月23日に厚生年金保険の資格を取得してから44年8月30日まで被保険者として継続して勤務をし、給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

さらに、同社で保存されていた申立人に係る従業員名簿の職歴欄には、昭和39年3月23日の入社時から44年4月1日までの、毎年4月における昇給額が記載されていることから、同社が申立期間中の在籍を認識していたことは明らかである。

一方、同社には申立人と同日に同姓同名のF氏が入社しており、社会保険庁の記録では、同氏の資格喪失日は昭和44年8月31日喪失となっているが、同氏に係る同社の従業員名簿には、39年10月2日に退職と記載されている。

また、同社で保存されていた昭和39年11月9日のG社会保険事務所の確認印のある被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の厚生年金手帳記号番号で申立人を同年10月3日に資格を喪失させたことが記載され、44年8月30日の同事務所の確認印のある被保険者資格喪失確認通知書においては申立人と別人のF氏を、申立人の厚生年金手帳番号を使って同年8月31日に資格を喪失させたことが記載されていることから同社でも手続に誤りがあったことを認めている。

さらに、同姓同名のF氏は、オンライン記録では、同社における昭和44年8月31日の資格喪失日と同日に次の会社であるH社において厚生年金保険の資格を取得したことになっているが、被保険者名簿に記載されていた資格取得日は43年8月19日と記載されており、雇用保険被保険者記録の資格取得日も同日となっていることなど、オンライン記録と一致していないのは不自然である。

これらのことを総合的に判断すると、申立人の記録と申立人と同姓同名のF氏の記録が入れ違っていることが認められ、申立人は昭和44年8月31日に厚生年金保険の資格を喪失するまで引き続き同社に勤務し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険料は社会保険事務所から当該事業所の被保険者全員分が合算して事業主に請求されることから、事業主は社会保険事務所に対して、申立期間中に在籍していた申立人に係る厚生年金保険料を納付して

いたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月から40年9月までは1万円、同年10月から41年9月までは1万2,000円、同年10月から42年6月までは1万4,000円、同年7月から43年6月までは1万8,000円、同年7月から44年7月までは2万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

1 申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和44年4月1日、資格喪失日は同年10月31日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から同年9月までは4万8,000円とすることが妥当である。

2 また、申立人は、昭和44年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月26日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月15日から45年1月1日まで

有限会社A（昭和44年1月にB株式会社から社名変更）には、43年12月から同社が45年の年明けに倒産するまで、継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入期間が社名変更前のB株式会社における1か月の記録しかない。社名変更後も事業は継続し、勤務形態や業務内容に変化は無く、10人ほどいた従業員もほぼ全員、継続して勤務していた。当時の給与明細書を提出するので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書の記載内容、雇用保険の加入記録及び同僚等の供述により、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月17日から同年11月25日まで

有限会社Aで継続して勤務していたことが推認できるとともに、この間、給与明細書の記載内容から、同年4月から同年10月までの期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所であった昭和44年4月1日から同年10月31日までの期間については、社会保険事務所に保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立人の加入記録を確認できる。当該記録については、社会保険庁の同社に係るオンライン記録上にこれに見合う未統合記録が存在し、その被保険者の氏名及び厚生年金保険記号番号が申立人のものと酷似していることから、社会保険事務所において申立人の加入記録を処理する際に氏名及び厚生年金保険記号番号の一部を誤って入力したことがうかがわれ、その結果、未統合となっていたものと判断できる。

なお、申立人は、申立期間を昭和44年1月15日から45年1月1日までとしているが、給与明細書の記載内容から、44年2月及び同年3月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同年1月の保険料はB株式会社において控除されていることが認められるものの、同社は同年1月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同時に申立人も被保険者資格を喪失していることが社会保険事務所の記録で確認できるとともに、有限会社Aにおける申立人の雇用保険の加入資格の取得日が同年1月17日となっていることから、事業所としての継続性が認められず、同年1月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。また、複数の同僚の供述から、申立人は有限会社Aが倒産するまで勤務していたことが認められるところ、同社の倒産時期及びその経緯について、同僚の妻が「11月分給与支給があった後、社長が夜逃げして倒産した。残った従業員で残務整理をして、翌年1月に廃業したと聞いている。」と供述し、申立人が所持する給与明細書も同年11月分までであることから、有限会社Aが事業所として存続していたのは申立人の雇用保険の離職日である同年11月25日までであったと考えられ、同年11月については給与明細書により厚生年金保険料の控除が認められるものの、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

したがって、申立期間のうち、昭和44年4月から同年10月までの期間の標準報酬月額、社会保険事務所の被保険者名簿に記載されている申立人の今回統合する記録から、同年4月から同年9月までは4万8,000円とすること、及び給与明細書の保険料控除額から同年10月は5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の職歴審査照会回答票（事業所情報）によれば、有限会社Aは、昭和44年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年10月31日に適用事業所ではなくなっており、これ以後の期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立期間における有限会社Aの従業員数は申立人及び同僚の供述から約10人であったと認められ、社会保険事務所が保管する被保険者名簿でも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点での被保険者数が11人であったことが確認できるほか、当該事業所の倒産時期及びその経緯に関する同僚の妻の供述、申立人の雇用保険の加入記録により、昭和44年11月25日までは事業所として存続していたことが推認できることから、それまでの間は、当該事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認される。

なお、昭和44年10月における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、確認できる関連資料が無く、当時の代表取締役とも連絡がとれないが、適用事業所でなくなった旨の届出を行った事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和36年2月1日、資格喪失日は、同年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年ごろ
(B社)
② 昭和29年から30年ごろまで
(C社)
③ 昭和32年10月1日から33年3月30日まで
(D社)
④ 昭和35年ごろ
(F社)
⑤ 昭和46年ごろ
(G社)

母が生前書いたメモに勤務していた事業所と時期の記載があった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立期間(申立人の長男は申立人が死亡しているため正確な勤務期間はわからないとしている。)及び申立事業所名(F社)は異なるが、申立人と氏名(*)及び生年月日(*)が酷似した記録が社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及

び社会保険庁のオンライン記録（昭和36年2月1日に被保険者資格を取得、同年5月1日に資格を喪失）で確認できるところ、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人のH姓は極めて珍しい名字であり、A社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者期間は、申立人の他の厚生年金保険被保険者期間と重複しないこと、さらに、申立人に係る社会保険事務所が保管する被保険者期間（I株式会社、有限会社J）の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の戸籍と違う生年月日（*）で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主のK氏は照会によると、平成13年1月に亡くなっていること、申立人が戸籍と違う生年月日で厚生年金保険被保険者資格を取得したことについては確認することができなかった。なお、A社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚のうち所在がわかる同僚3人に照会したところ、一人から回答があり、「*」という従業員は一人しかおらず、申立人（*）と酷似した名前（*）の同僚は小柄であり、娘の話をしていたとしているところ、申立人の長男は申立人は小柄であったとし、申立人には娘がいることが戸籍謄本にて確認できる。

加えて、被保険者名簿の業種欄は「L」となっており、M発行の電話番号簿N県職業別及びN県O版に記載のある「F社店（P）」、「K（P）」は、被保険者名簿の「A社」の所在地（P）及び事業主氏名と一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の申立人と氏名及び生年月日が酷似している者の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、昭和36年2月1日から同年5月1日までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている未統合の申立人の記録から8,000円であると認められる。

- 2 申立期間①について、商業登記簿謄本によると、有限会社B社は平成8年6月に解散しており、代表取締役は既に亡くなっているため、その他の取締役には照会したところ、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については確認できる資料が無いため不明であるとしている。

また、申立人のことを知る同僚がいないことから、申立人の有限会社B社での勤務状況及び保険料控除について供述を得ることができなかった。

さらに、同僚照会には回答のあった3人のうち二人は、3か月間の試用期間があった旨供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間①に係る有限会社B社の

厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人が申立期間①中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間②について、株式会社C社の事業主は、昭和23年から事業所に残っている台帳に申立人の名前が確認できないことから、申立てどおりの届出、保険料の控除等を行っていないとしている。

また、申立人のことを知る同僚がいないことから、申立人の株式会社C社での勤務状況及び保険料控除について供述を得ることができなかった。

さらに、事業主は、「季節工として1か月から6か月くらい働く者がいた。そのため、あまり短い期間の人は保険に入らない人がいた。6か月以上の方は入っていたが、申立人については台帳に名前が無いので多分加入していない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間②に係る株式会社C社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人が申立期間②中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険番号に欠番も無い。

- 4 申立期間③について、申立人の長男がD社に勤務する申立人を迎えに行った記憶があること、及び事業主の妻と推察される女性と一緒に写真から、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえるが、申立事業所があったとされる場所は、現在は銀行の駐車場となっており、駐車場近隣の商店に事業主の所在を確認したところいずれも知らないとしている上、申立事業所名では、商業登記簿謄本を確認することができないことから、役員等からの供述を得ることもできなかった。

また、申立人が勤務していたとするD社は、夫婦で営む店だったとしていることから、厚生年金保険の適用事業所であったとは考え難く、社会保険庁のオンライン記録及び適用事業所名簿を確認したところ、適用事業所としての記録を確認できなかった。

- 5 申立期間⑤について、G社はQ保健所の記録により2事業所確認できたが、いずれの事業所も申立人が勤務していたかは不明としている上、厚生年金保険の適用事業所になっていないとしており、また、社会保険庁のオンライン記録及び適用事業所名簿においても厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間⑤を含む昭和41年1月から60歳に達するまで国民年金に加入し、その保険料を現年度納付していることが社会保

險事務所が保管する特殊台帳から確認できる。

加えて、申立期間⑤の雇用保険記録は確認することができなかった。

- 6 このほか、申立人の申立期間①から③まで及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③まで及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年10月から8年9月までは44万円、同年10月から9年7月までは50万円、同年8月から10年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月1日から10年11月25日まで
私の年金記録を社会保険事務所で確認したところ、株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが判明した。当時、事業主から社会保険を脱退するので国民年金に加入してほしいとの説明はあったが、標準報酬月額の訂正処理については説明がなかった。調査の上、標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成7年10月から8年9月までは44万円、同年10月から9年7月までは50万円、同年8月から10年10月までは59万円と記録していたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（10年11月25日）と同日付けで7年10月、8年10月、10年10月の定時決定及び9年8月の随時改訂を取り消した上で、7年10月1日に遡及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げていることが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年11月25日）と同日付けで、申立人のほかに、事業主は7年9月1日、同僚二人

は同年 10 月 1 日及びほかの一人は 9 年 1 月 6 日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を 9 万 2,000 円に引き下げていることが確認できる。

さらに、株式会社 A の閉鎖登記簿謄本により、申立人が、申立期間のうち平成 9 年 4 月 18 日から 10 年 11 月 25 日までの間は同社の取締役であったことが確認できるものの、経理担当者や他の取締役の一人及び従業員 4 人が、申立人は、現場における技術担当であり、同社の経理及び社会保険事務には関与していなかったと供述していること、及び申立人は申立期間に雇用保険に加入しており、労働者性が高かったものと推認できることから、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

加えて、申立人から提出のあった株式会社 A の給与支払明細書（平成 9 年 12 月分及び 10 年 4 月分）から当該訂正処理以前の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た平成 7 年 10 月から 8 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 9 年 7 月までは 50 万円、同年 8 月から 10 年 10 月までは 59 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月1日まで

私は昭和34年4月にA株式会社に入社し、42年9月30日に同社を退職するまで継続して同社に勤務しており、同社C営業所から本社へ転勤となった際の同年3月21日から同年4月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことになっているが、これは同一会社内の人事異動による転勤であり、当該期間の保険料は控除されているはずであると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書、申立人が提出した退職所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和34年4月1日から42年9月30日まで継続してA株式会社に勤務していたことが確認できるところ、申立事業所の同僚であった一人（現在、B株式会社の役員である。）は「申立人はA株式会社C営業所に42年3月31日まで勤務し、その後も、転勤があるものの、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。」と供述しており、申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和42年3月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C営業所における同年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉国民年金 事案 2552 (事案 1096 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料について未納とされていたが、申立期間については A 市役所 B 出張所で納付しており、納め忘れはありえない。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間を含む過去の未納の保険料を特例納付により二度に分けてさかのぼって納付したとしており、納付金額は 50 万円近い金額であったとしているが、申立期間の保険料を併せて特例納付した場合の納付金額は 70 万 8,000 円となり金額が乖離^{かいり}していること、及び申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く納付をうかがわせる特段の周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、納付した金額は 70 万 8,000 円であり、記憶違いをしていたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母がA市役所へ行き、私の分の国民年金への加入及び保険料の納付をしているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母がA市役所で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は申立期間後の昭和54年3月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、その母から納付に関する具体的な申述が得られず、さかのぼって納付する期間のうち、52年1月から53年3月までの期間については、過年度納付用の納付書が保存されていたものの領収印が無く、使用された形跡も無いことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、第2回特例納付により妻が、夫婦二人分を他の未納期間の保険料とともにさかのぼって納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、第2回特例納付により、その妻が、夫婦二人分を他の未納期間の保険料とともにさかのぼって納付したはずであると主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に夫婦いずれも「50.9.30 来庁 最低納付開始期(47)を伝える 後日また来る」という記載及び「43-47 まで納付書発行 50.10.2」という記載が明記されており、申立人及びその妻が、特例納付を行うに当たり、行政側と打合せをした経緯がうかがえ、社会保険庁の被保険者台帳にも「附18条 43.4-47.12」と記載されていることから、昭和43年4月から47年12月までの保険料にかかる特例納付の納付書は申立人夫婦との話し合いにより50年10月2日に発行されたものと考えられるが、申立期間に関する納付書発行の記載は見られず、申立人夫婦の申立期間に関する特例納付の納付書が発行された形跡がうかがえない。

また、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を分割して納付した記憶は無く、一括で納付したはずだと主張していた経緯もあることから、納付書が発行された記録の確認できる昭和43年4月から47年12月までの保険料を特例納付したものと考えるのが自然であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)

も無く、種々の調査によっても申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする確かな心証は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、第2回特例納付により私が、夫婦二人分を他の未納期間の保険料とともにさかのぼって納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、第2回特例納付により、申立人自身が、夫婦二人分を他の未納期間の保険料とともにさかのぼって納付したはずであると主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に夫婦いずれも「50.9.30 来庁 最低納付開始期(47)を伝える 後日また来る」という記載及び「43-47 まで納付書発行 50.10.2」という記載が明記されており、申立人及びその夫が、特例納付を行うに当たり、行政側と打合せをした経緯がうかがえ、社会保険庁の被保険者台帳にも「附18条 43.4-47.12」と記載されていることから、昭和43年4月から47年12月までの保険料にかかる特例納付の納付書は申立人夫婦との話し合いにより50年10月2日に発行されたものと考えられるが、申立期間に関する納付書発行の記載は見られず、申立人夫婦の申立期間に関する特例納付の納付書が発行された形跡がうかがえない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を分割して納付した記憶は無く、一括で納付したはずだと主張していた経緯もあることから、納付書が発行された記録の確認できる昭和43年4月から47年12月までの保険料を特例納付したと考えるのが自然であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、

種々の調査によっても申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする確かな心証は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月26日から31年12月1日まで
私は、申立期間にA市にあったB株式会社で働いていたが、その時の厚生年金保険被保険者期間は一時金で受け取ったことになっていることを59歳になって初めて社会保険事務所に行った際に知り驚いた。会社から説明を受けたことも一時金を受け取ったことも無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していたB株式会社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印がなされている上、脱退手当金の支給金額と支給決定日が記載されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の資格喪失日から約1か月後の昭和31年12月24日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は通算年金制度創設前であることから、申立期間の事業所を退職後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2092 (事案 782 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月1日から36年5月8日まで
② 昭和37年3月1日から41年4月1日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金として支給済みであると社会保険事務所で言われたが、当該期間の間で勤務していた事業所の期間だけが請求せずに残っており、不自然である。前回、記録訂正は認められないとの結論が第三者委員会から出されたが、納得がいかないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の重複取消処理が昭和41年6月30日に行われ、申立期間の脱退手当金が同年9月5日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然であるなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬが、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料は無いが、脱退手当金を支給する場合、本来すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、一部の被保険者期間がその請求の基礎となっていないのは納得がいかないと改めて主張するのみであり、申立内容等において当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社における申立期間の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているが、当時の給与は 220 万円であったと記憶している。また、当時会社は社会保険料の滞納はしていなかった。よって私に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていたA株式会社における申立人の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 10 年 8 月 1 日より後である同年 12 月 22 日において、8 年 12 月から 10 年 7 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は社会保険料の滞納は無かったと供述しているところ、社会保険事務所が保管する平成 10 年度の滞納処分票によれば、当該事業所は厚生年金保険料 91 万 9,550 円を滞納していたことが確認できる上、平成 13 年 3 月 28 日に当該保険料は、同社会保険事務所により不納欠損処理がなされている。

また、同社会保険事務所提出の不納欠損書類から、平成 10 年 8 月 26 日に厚生年金保険資格喪失届が受理されていることが確認できる上、当時の手続を行ったとする関係者からは、申立人の依頼により当該届出を提出したとの供述が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものでない

と主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 5 日から 59 年 8 月 1 日まで

私は、株式会社Aには昭和 57 年 10 月 5 日から勤務しており、当時の給与から厚生年金保険料も控除されており、証拠となる給与明細書は無いが退職証明書にて勤務期間は確認できるので厚生年金保険加入期間と認めてほしい。また、当時は社員が 7 人おり、株式会社であったため適用事業所であるはずなので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、株式会社Aに勤務していたことは、雇用保険の加入記録、提出された退職金通知書及び事業主や当時の複数の同僚の供述からも推認できる。

しかしながら、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 8 月 1 日であることが社会保険庁の被保険者原票照会回答票により確認できるほか、当該記録により申立人が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、事業主も申立人の申立期間については、そもそも厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料の控除及び納付はしていなかったとしている。

さらに、申立人と同時に資格を取得した複数の同僚から提出された給与明細票によれば、厚生年金保険の保険料が控除されているのは昭和 59 年 8 月以降であり、それ以前に厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる資料は見当たらない。

加えて、株式会社Aが申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことについて、当時の従業員は承知して国民年金に加

入していたと複数の同僚が供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から28年3月1日まで
② 昭和29年9月5日から31年8月31日まで

私は、昭和26年4月1日から31年8月31日までA株式会社に正社員として勤めていた。厚生年金保険の被保険者記録では28年3月1日から29年9月5日までの記録しかなく納得がいかない。勤務の期間すべてを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が昭和27年10月ごろにA株式会社（現在、B株式会社）に勤務していたことは、現在の事業主からの回答では勤務の期間並びに厚生年金保険料の徴収及び納付ともに不明ではあるものの、申立人から提出された社員旅行の写真及び複数の同僚の供述により推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の資格の取得日は、申立人よりやや先に入社したという同僚と同日の昭和28年3月1日とされているのが確認できる。

また、申立人は雇用された当初から正社員であったと申し立てているところ、複数の同僚は、厚生年金保険に加入するのは、正社員になってからであり、それまでの期間は試用として3か月から6か月あったと供述しており、複数の同僚照会においても、入社から厚生年金保険加入まで3か月から6か月であったことが推認できる。

そして、当時春及び秋の年2回行われたという複数の社員旅行の

写真でも厚生年金保険の資格を取得する前の同僚が複数確認できることから、A株式会社は当時試用期間中の社員についても社員旅行に参加させていたことが推認できる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された複数の社員旅行の写真の旅行の時期は、A株式会社に係る被保険者名簿及び複数の同僚の供述により確認した結果、昭和 29 年 9 月以前のものであることが推認できた。

さらに昭和 29 年 11 月以降に入社した複数の従業員は、申立人については覚えがないとしていることから判断すると、申立人は申立期間②において当該事業所に勤務していたものと認められない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月から24年4月1日まで
社会保険庁の記録によれば、Aに係る厚生年金保険の被保険者期間が昭和24年4月1日からとなっているが、21年2月から勤務している。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、B施設の所在する都道府県におかれたC所において行われていたが、Dに対する厚生年金保険の適用については、昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長通知「Dに対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」によると、おおむね24年1月1日から、強制被保険者として適用することとされている上、社会保険庁では、C所の最も古い適用年月日は同年4月1日であるとしている。

一方、申立期間について、申立人の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がE所として厚生年金保険の適用事業所になる前のAに勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、社会保険事務所が保管する記録により、Aが厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和24年4月1日であり、同日以前のAは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、F局では、同局が保管するAに係る資料等の中に申立人に関する資料は無いとしている。

さらに、G所では、同事務所が保管するAに係る資料等の中で確認できるのは、申立人の昭和24年4月1日以降の年金関係の資料のみとしている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 2 日から 35 年 1 月 8 日まで
昭和 34 年 4 月 2 日に A 株式会社に入社し、38 年 9 月まで勤めていたが、社会保険事務所で確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。上記申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、入社日の特定はできないものの、申立期間において A 株式会社勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同社は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人の同僚一人は、同社に入社してしばらくの間、見習い期間のようなものがあり、給与から厚生年金保険料を控除されていない期間があったと供述している。

さらに、上記の同僚を含む二人の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれが記憶している入社日から 15 か月後及び 16 か月後となっていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年5月4日から34年3月4日まで
昭和31年5月4日から34年3月4日まで株式会社Aに勤務していたが、社会保険庁の記録では加入記録が無いため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の株式会社Aについて工場内の様子など詳細を記憶しており、その供述は複数の同僚の供述とも一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、当該事業所において、厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証を事業主から交付されていないと供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、当該被保険者名簿には、申立期間を含む数年にわたり算定処理が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者として同社に在職していれば、複数年にわたり申立人に係る諸届が社会保険事務所に提出されない又は事業主から提出がなされたが、社会保険事務所においてこれらを処理しないと考えるににくい。

加えて、当該事業所は既に適用事業所ではないことから、事業所照会を行うことが不可能であり、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月11日から35年1月31日まで
申立期間は、最初にA所（現在は、B所）、次いでC所（現在は、D所）に勤務していた。A所からC所に転勤した時期は不明であるが、両所では、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のスナップ写真、ノートの記録及び申立人の仕事内容についての具体的な説明並びに同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が両申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立てに係る両所では、申立期間当時の社会保険適用関係の資料は保存していないとしており、両申立事業所の同僚からも申立人の保険料控除について供述を得ることはできず、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除については確認できなかった。

なお、元同僚の一人は、当時厚生年金保険の取扱いは各所に任されており、賃金職員の中には厚生年金保険に加入していなかった人もいたかもしれないと供述している。

また、社会保険事務所が保管する両申立事業所に係る被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 2 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
申立期間はA株式会社のBに乗船していた。船員保険に加入していたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、乗船していたと主張するBに係る具体的な記憶があり、同船の寄港地に係る同僚の供述と一致する部分もあることから、期間の特定はできないものの、申立人が同船に乗船していたことはうかがえる。

しかしながら、法務局の船舶登記簿には、Bの所有者はA株式会社である旨の記載があるものの、同社は既に破産しており、同社の元役員及び同僚からも、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることはできなかった。

なお、A株式会社の子会社であったC株式会社では、A株式会社の労働者名簿及び賃金台帳並びにBに係る書類は保管していないとしている。

また、D社会保険事務局が保管するA株式会社のBに係る船員保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 13 日から 55 年 9 月 21 日まで
申立期間は、株式会社 A（現在は、株式会社 B）が管理する C に D として夫婦で勤務した。夫の厚生年金保険の記録はあるが、私の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所が管理する C に D として夫婦で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所は商業登記簿上の住所に無く、事業主も住所不明で照会することができない上、同僚からも申立人の保険料控除について供述を得ることはできなかった。

なお、株式会社 A で D に関する業務に従事していたとする同僚は、夫婦で厚生年金保険に加入することが無いとは言えないが、夫婦で管理人をする場合は夫だけ加入するのが一般的であったと供述している。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落もない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所の記録によると、A株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は昭和 45 年 4 月 30 日となっている。

しかし、在籍証明書にも記載されているとおり、実際には昭和 45 年 4 月 30 日まで同社に勤務していたことから、資格喪失日は同年 5 月 1 日となるはずである。保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日にA株式会社に入社し、同社B室でCの研究及び開発に従事していたが、i) 45 年*月*日付けでD市役所の専門職に採用されることになったので、同年3月上旬ころ工場長に同月末での退職を申し出たところ、工場長から研究内容の引継ぎを円滑にするため、4月一杯まで勤務するよう慰留されたこと、ii) D市役所に当該事情を説明し採用の延期を申し入れたところ、同年*月*日付け採用に変更してもらえたことから、同年4月30日まで勤務できたこと、iii) 同年4月30日の業務終了後、関係部署に退職の挨拶回りを行い、最後に総務課で4月分の給与を現金で受領したこと、及びiv) 同年5月*日にD市役所に初出勤したこと等同社を退職するに至った経緯を具体的に供述しており、申立人が同年4月30日まで当該事業所に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びE年金基金の記録では、申立人は昭和 45 年 4 月 29 日にA株式会社を退職し、同月 30 日に厚生年金基金の加入資格を喪失したとされており、社会保険事務所の記録と一致していることから、事業主は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を同月 30 日

と届け出たものと推認され、その結果、社会保険事務所は、同年4月分に係る保険料の納入告知は行っていないと判断できる。

また、同社の総務責任者は、i) 保管している辞令原簿によると、申立人は昭和45年4月29日に辞職を承認されている、ii) 同年に辞職した他の従業員の中にも月末退職をしていない者が存在する、iii) 当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していたが、当時の賃金台帳等の資料が無いため、同年4月の保険料を給与から控除したかは不明であると供述している。

さらに、申立期間当時の同社F工場総務課経理担当者等に同僚照会したが、昭和45年4月の保険料控除をうかがわせる供述は得られず、申立人の主張どおりに保険料が控除されたものと推認することはできない。

加えて、申立人が所持する平成12年12月発行の同社の在籍証明書に記載されている退職日（昭和45年4月30日）の^{しんびょう}信憑性を確認するために、これを作成した同社総務部の元同僚に照会したが、回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月11日から30年8月20日まで
② 昭和31年7月7日から33年3月11日まで

昭和29年6月11日から30年8月20日までの期間及び31年7月7日から33年3月11日までの期間、A区所在のB株式会社、C区所在のD株式会社、E株式会社及びF株式会社にGとして勤務した。どの会社にいつからいつまで勤務したかについては忘れたが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B株式会社については、申立人が記憶している事業所所在地及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期においてB株式会社に勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、B株式会社は昭和45年*月*日に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、同社を吸収合併したH株式会社も申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人がB株式会社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時のB株式会社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているB株式会社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入しているこ

とが確認できる複数の同僚に確認したが、申立人のことを記憶している同僚はおらず、申立期間の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記の複数の同僚は、「入社後、数か月間の見習い期間があり、その後に本採用となり、社会保険に加入した」と供述している上、昭和 30 年前後の B 株式会社に関しては、別の申立事例において、入社から 2 年経過後に厚生年金保険に加入している従業員の例がみられた。

加えて、社会保険事務所が保管する B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

- 2 D 株式会社については、申立人が記憶している事業所所在地及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期において D 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、D 株式会社は昭和 36 年 12 月に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が確認できないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、同社を吸収合併した I 株式会社も申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時の D 株式会社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所の保管している D 株式会社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に確認したが、申立人のことを記憶している同僚はおらず、申立期間の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、D 株式会社の厚生年金保険の新規適用日は昭和 31 年 12 月 1 日であることから、それ以前は当該事業所は適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管する D 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

- 3 E 株式会社については、申立人が記憶している事業主、事業所所在地

及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期においてE株式会社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、E株式会社は申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時のE株式会社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているE株式会社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に確認したが、申立人のことを記憶している同僚はおらず、申立期間の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するE株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

4 F株式会社については、申立人が記憶している事業所所在地及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期においてF株式会社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、F株式会社は申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時のF株式会社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているF株式会社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したが、申立人のことを記憶している同僚はおらず、申立期間の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記の複数の同僚は、「入社後、数か月間の見習い期間があり、その後に本採用となり、社会保険に加入した」と供述している上、昭和30年代のF株式会社に関しては、別の申立事例において、当該申立人が名前を記憶していた同僚3人の厚生年金保険被保険者期間の記録が無かった例がみられた。

加えて、社会保険事務所が保管するF株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

5 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 10 月 31 日まで
平成 13 年 2 月 1 日から 15 年 6 月 21 日までは有限会社Aに営業社員として勤務していた。13 年*月*日に交通事故に遭い、14 年 11 月 1 日に復帰したが 13 年 2 月 1 日から 14 年 10 月 31 日までの厚生年金保険の記録が漏れているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年 2 月 1 日から 15 年 6 月 21 日まで有限会社Aでは、午前に勤務し、午後からは別の事業所であるB株式会社（13 年 1 月 10 日まで）に一部の期間は重複して勤務していたと主張しているが、13 年*月*日に交通事故に遭い 14 年 11 月 1 日に当該事業所に復帰したが、復帰前（平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 10 月 31 日まで）の厚生年金保険の記録が無いと申立てを行っている。

そこで、申立人が記憶している一人の同僚に、申立人の勤務状況を照会したが、同僚から申立人の勤務実態の回答を得ることができなかった。

一方、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、当該事業所に入社し厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 5 人に当時の勤務実態等について照会したところ、4 人の同僚は勤務実態等は不明としているが、回答があった一人の同僚は、「申立人が同社に営業職として在職していたことは記憶しているが、勤務期間及び勤務実態等についてはわからない。」と供述していることから、勤務実態は明らかでない上、申立期間の同社での雇用保険被保険者としての記録も見当たらない。

また、事業主は申立人の人事記録は無いとしているが、当該事業所に

において保管されている厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の資格取得日を平成 14 年 11 月 1 日として届出したことが確認できる上、事業主はこのほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録は無いと供述している。

さらに、申立人の、申立期間における、国民健康保険被保険者及び国民年金被保険者加入状況を申立期間当時在住していた C 区役所に照会したところ、申立期間は国民健康保険及び国民年金の被保険者期間であったとの回答がある上、社会保険事務所が保有する申立人の国民年金被保険者記録からは、申立人は、申立期間の平成 13 年 1 月 10 日から 14 年 11 月 2 日までは国民年金被保険者であり、かつ、被保険者加入期間において、保険料納付、保険料申請免除及び保険料法定免除の記録が確認できる（未納となっている 14 年 4 月を除く。）ことから、申立期間は厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

加えて、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 10 日から同年 7 月 10 日まで
平成 13 年 1 月 10 日から同年 7 月 10 日までは A 株式会社に勤務して
いて 13 年 2 月分の給与が同年 3 月 15 日に預金通帳に振り込まれていた。
厚生年金保険の記録が漏れているのは納得できない。この間が厚生年金
保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社は午後から勤務し、午前は別の事業所である有
限会社 B に一部期間重複して勤務し（平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 10 月
31 日まで）、また、A 株式会社発行の申立人の在職証明書によると、申
立人の在職期間は 13 年 2 月 2 日から同年 2 月 27 日までと記載されてお
り、かつ、申立人から提出された銀行預金通帳の写しによると、A 株式
会社の 13 年 2 月分の給与が同年 3 月 15 日に銀行の預金通帳に振り込ま
れていることから、申立人は申立期間のうち同年 2 月は A 株式会社に勤
務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、同年 1 月は、同社に勤務していないとして
おり、同年 * 月 * 日に交通事故に遭ったため同年 3 月から同年 7 月まで
についても同社に勤務していないと供述している上、雇用保険の被保険
者としての記録は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る厚生年金保険被保
険者名簿から、申立期間同時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入し
ていることが確認できる同僚 10 人に照会したところ、回答があった 4 人
の同僚からは、当該事業所では採用後、厚生年金保険の加入は希望者の
みの加入であったか、又は試用期間（厚生年金保険に加入させない期

間)を設けていたか等については不明との回答があり、当該事業所では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得届及び資格喪失届等の関係書類は、申立期間から既に7年が経過しているために保存していないと供述している。

一方、申立人が記憶している申立人と同時期にA株式会社に勤務し、同じ業務に従事していたとしている一人の同僚は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における当該事業所の厚生年金保険の被保険者としての記録は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の欠番も確認できない。

加えて、申立人の、国民健康保険被保険者加入記録及び国民年金被保険者加入記録をC区役所に照会したところ、申立期間は国民健康保険及び国民年金の被保険者期間との回答がある上、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者記録からは申立人は、申立期間の平成13年1月10日から14年11月2日まで国民年金被保険者加入期間であり、かつ、被保険者加入期間において、国民年金保険料納付、保険料申請免除及び保険料法定免除の記録が確認できる(未納となっている14年4月を除く。)ため、申立期間は厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から27年1月31日まで
A株式会社B出張所に社員として昭和24年4月1日に入社し、45年10月24日まで建設工事の現場監督として勤務していた。
昭和40年2月1日に社名がA株式会社C支店に変更されたが、同じ会社に引き続き勤務しており、退社、休職をしたことは一度も無い。
24年6月1日から45年10月24日まで厚生年金保険料を給与から控除されていたと思っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記憶により自筆した業務経歴及びA株式会社C支店から交付された離職証明書等から、A株式会社B出張所に昭和24年4月1日に入社し、45年10月24日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和24年6月1日に、事業所名称「D株式会社」（本社）において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年2月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人が業務経歴として申立てしている公的機関の庁舎新築工事について、申立期間に関わったとされる3か所の関係部署に照会したところ、2か所において、工事期間は若干異なるものの、申立期間内に当該工事が行われていたことが確認でき、うち1か所については、施工者がD株式会社であったと回答している。

しかしながら、申立人の勤務実態について、事実を確認できる供述及び関連資料は得られなかった。

また、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする現場の上司は既に亡くなっており、ほかに現場で一緒に勤務していたとする同僚二人の氏名を記憶しているが、うち一人は既に亡くなっているとしており、他の一人については、申立人は、名字しか記憶していないことから、社会保険事務所が保管するD株式会社及びA株式会社B出張所の厚生年金保険被保険者名簿から当該同僚二人を特定できず、申立人の勤務実態を確認することができなかつた上、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録も無い。

そこで、社会保険庁のオンライン記録により、A株式会社B出張所において、申立人と同時期の昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員二人に照会したところ、当該二人共に、申立人は申立期間において、同社に勤務していたと供述しているものの、事業主による保険料控除の事実を確認できる供述及び関連資料は得られなかつた。

また、当該元従業員のうち一人は、昭和 26 年 4 月にA株式会社B出張所に入社したと回答し、他の一人は、20 年 9 月ころ、同社の他県にある出張所に入社したが、申立期間には同社のB出張所に在籍し、入社後の厚生年金保険の加入記録について、申立期間を含む3年間の加入記録が無い旨回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が記憶する事業所名称「A株式会社B出張所」は、申立期間以後の昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、合併後のE株式会社が保管するA株式会社の年表には、A株式会社B出張所の開設は、22 年 9 月と記されており、同出張所が厚生年金保険に新規適用となるまでに相当の期間が経過していることなどから、当時、同社の本社及び同出張所では、厚生年金保険への加入について取扱いに差異があつたことがうかがえる。

加えて、A株式会社は昭和 62 年 6 月 30 日にE株式会社に合併していることが、商業登記簿謄本により確認できるが、同社に照会したところ、合併前のA株式会社に係る申立人の申立期間の人事関係記録や賃金台帳等は保管されておらず、同社が保管するA株式会社の年表を確認したが、申立期間においては、厚生年金保険の資格に影響するような同社の変遷は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。
- 2 また、申立期間②について、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月1日から同年8月31日まで
② 平成9年9月1日から同年10月ごろまで

社会保険事務所の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①について、平成9年7月及び同年8月の標準報酬月額が59万円から13万4,000円に引き下げられており、また、申立期間②については、同年9月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失している。申立期間①については、会社が社会保険を辞めることについて相談するため社会保険事務所に行ったときには、標準報酬月額を下げる旨の説明は無く、申立期間②については、同年10月上旬まで勤務していた。申立期間①に係る標準報酬月額及び申立期間②の厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、株式会社Aは、平成9年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、その後の10年1月7日付けで、申立人に係る9年7月及び同年8月の標準報酬月額が、59万円から13万4,000円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、同社に係る商業登記簿謄本から、当時同社の取締役であったことが確認できる上、「関連会社が不渡りを出したあおりを受けて、株式会社Aも自然消滅のような形となり、その件で自分が社会保険事務所へ相談に行ったときに未納を指摘された。」、

また、「株式会社Aの社会保険を辞めることについての判断は自分が行った。株式会社Aの社長は、私の夫であるが、当時行方不明となっており、連絡がつかなくなっていた。したがって、会社が社会保険を辞めることについて社長に相談することはなく、他の役員や最後まで社会保険の被保険者であった従業員に相談することもない。」と供述しており、申立人が同社の社会保険に係る決定権限を有する取締役であったと考えられる。

また、申立人は、事業主及び他の従業員等への意見聴取を希望しておらず、申立期間①当時の同社の状況については、申立人の供述を除き、意見聴取することができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間①については、社会保険に係る権限を有する申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、平成9年9月1日に株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、当該喪失に係る処理日が、資格喪失日からおおむね3か月後である同年12月3日付けであることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（全喪日）と一致する。

また、申立人は、同社に係る商業登記簿謄本から、同社の取締役であったことが確認できる上、「関連会社が不渡りを出したあおりを受けて、株式会社Aも自然消滅のような形となり、その件で自分が社会保険事務所に相談に行った」、また、「株式会社Aの社会保険を辞めることについての判断は自分が行った。」と供述しており、申立人は、当時、同社の社会保険に係る決定権限を有する取締役であったと考えられる。

さらに、申立人は、事業主及び他の従業員等への意見聴取を希望しておらず、申立期間②当時の事業所の状況については、申立人の供述を除き、意見聴取することができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、社会保険に係る権限を有する申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら資格喪失に係る処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記

録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月ごろから 39 年 2 月ごろまで
(A株式会社)
② 昭和 40 年 6 月ごろから 41 年 4 月ごろまで
(B株式会社)
③ 昭和 45 年 12 月ごろから 46 年 5 月ごろまで
(C株式会社)

申立期間①、②及び③について、いずれもDにある公共職業安定所の紹介により勤務していた。厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①においてA株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立期間①において申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の新規適用日は昭和 39 年 9 月 1 日であり、当該事業所は申立人の申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、事業主は、申立人の申立期間①当時の資料等は保管しておらず、当時の事情を確認することができないと供述している。

加えて、申立人について、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

- 2 申立期間②について、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間②においてB株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立期間②において申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い。

また、事業所別被保険者名簿によると、当該事業所における厚生年金保険の新規適用日は昭和 41 年 2 月 1 日であり、当該事業所は申立人の申立期間の一部において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号も連続しており欠落は無い。

なお、元事業主は、昭和 41 年 2 月 1 日に当該事業所に在籍していた者はすべて同日付けで厚生年金保険に加入させたはずであり、申立人が加入していないとすれば、申立人は同年 2 月 1 日に当該事業所に在籍していなかったのではないかと供述している。

加えて、申立人について、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間③においてC株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立期間③において申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い。

また、事業所別被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号も連続しており欠落は無い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元事業主の居所も不明であることから、当時の事情を確認することができなかった。

加えて、申立人について、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間

に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2118 (埼玉厚生年金事案 304 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 20 日から 21 年 3 月 10 日まで
昭和 20 年 8 月復員後すぐに A 株式会社 B 工場 (現在は、C 株式会社) に復職したが、社会保険庁に厚生年金保険の記録が無い。当時の同僚 4 人の同社に勤務していたとする証明書があるので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の上司の供述等から期間の特定はできないものの、A 株式会社 B 工場に勤務していたことはうかがえるところ、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険事業者別被保険者名簿の記録により、同社における被保険者資格の取得日は昭和 21 年 3 月 10 日となっており、さらに、同被保険者名簿の申立人の前後の健康保険の番号は連続しており、その間に番号の抜けも確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに当該事業所を承継した C 株式会社から、職員カードの提出があり、申立人は昭和 15 年 3 月 25 日に同社に採用され、23 年 8 月 11 日には機関部主任になっている履歴が確認された。

また、A 株式会社 B 工場の同僚 3 人の供述によると、申立人は戦後間もなく復員し同社に復職したとしている。

しかし、社会保険事務所の A 株式会社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 21 年 3 月 10 日に申立人を含め 13 人が被保険者資格を取得していることから、事業主が 20 年 8 月 15 日の終戦後に初めて被保険者資格の届出をしているのは、終戦から 7 か月後の 21 年 3

月 10 日であり、当該事業所では同日付けでまとめて届出をしたものと考えられる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを示す資料は見当たらない。

これらの状況から、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見つからないため、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 36 年 1 月 26 日まで
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 5 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①はA事務所で、申立期間②はB所で、申立期間③はC株式会社で働き、その後母の旅館を手伝うため退職した。社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するC株式会社の申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す表示があるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年5月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 24 日から 35 年 8 月 31 日まで
私は、申立期間はA県のB株式会社C工場の寮に住み込みで働き、3年ほど勤務した後、D県の実家（農業）に帰るため退職した。
社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給していることになっているが、私は脱退手当金を請求も受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB株式会社C工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 8 月に資格喪失している者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同一日に脱退手当金が支給決定されている者が申立人のほかに2名いることや、当該支給決定日の前後1年間に脱退手当金を受給している複数の同僚が同じ支給決定日になっていることを踏まえると、当該事業所は委任に基づく代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、B株式会社C工場には申立人と厚生年金保険被保険者番号が1番違いの同姓同名の同僚がいたため、その者の記録と間違えたのではとの疑念から当該同僚の被保険者記録を確認したところ、この者は申立人より先に同工場を退職してすぐに別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、申立人の脱退手当金支給決定日である昭和 35 年 10 月 12 日には当該事業所で被保険者となっていることから、この者と申立人との記録を間違えたとは考え難い。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚

生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月15日から32年8月20日まで
② 昭和36年9月26日から39年3月31日まで

ねんきん特別便で申立期間の記録が無いので、A社会保険事務所で申立期間の年金記録の確認に行ったが、よくわからず、近所の社会保険労務士に依頼をすると、B工場に勤務した申立期間の脱退手当金を受給している記録になっていることを知らされた。私は脱退手当金をもらっていないので、C社会保険事務所まで出向き相談したが、相談相手は不誠実で、返事も曖昧あいまいでよくわからなかった。

私は、脱退手当金制度があることを知らなかったし、受給したことも無いので申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立人が勤務していたB工場の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間前後に勤務していた女性16名のうち、同社退職後に脱退手当金の受給資格のある6名はすべて脱退手当金支給記録がある上、資格喪失後4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立ての事業所に2度勤務しながら、厚生年金保険被保険者記号番号が、それぞれ別であることから、脱退手当金を受給した

ために記号番号が異なっているものと考えるのが自然であるほか、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳には申立期間①に係る脱退手当金が支給された記録が残されており、支給金額及び支給決定日もオンライン記録と一致するとともに、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理には不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、平成 9 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額が 26 万円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役として同社に在籍していることが認められる。

また、社会保険庁の記録により、当該事業所における厚生年金保険の被保険者は、申立人及び申立人の息子の二人であることが確認できる。当初、申立人の平成 9 年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 26 万円、申立人の息子は 59 万円と記録していたところ、同年 8 月 18 日付けで、同年 3 月 1 日に遡及して標準報酬月額を申立人は 59 万円（当初の申立人の息子の記録）に引き上げ、申立人の息子は 26 万円（当初の申立人の記録）に引き下げている上、当該事業所が、10 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後の同年 10 月 5 日付けで、申立人及び申立人の息子の 9 年 3 月から同年 9 月までの記録が再度訂正され、標準報酬月額が申立人は 59 万円から 26 万円（当初の申立人の記録）、申立人の息子は 26 万円から 59 万円（当初の申立人の息子の記録）に遡及して増減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された厚生年金保険料の納付に係る平成 9 年 4 月分から 10 年 8 月分までの金融機関の領収印のある社会保険事務所発行の領収証書から、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後に当該増減額処理を行っているが、事実を則した処理であったことがうかがえ、不合理な処理とまでは言えない。

加えて、当該事業所及び申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 7 月まで

昭和 35 年 4 月に A 株式会社に入社した。当初は B 地の本社に勤務し、2 か月後から 3 か月後に C 地にあった支店勤務となり、36 年 7 月まで勤めた。社員旅行にも行った記憶がある。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 株式会社で照会したところ、当時の資料が保存されておらず当時の事業主が死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が D 支店で一緒だったとする同僚二人が申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがわれるが、申立人の申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、欠番も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 18 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 3 月 18 日から同年 9 月 1 日までの期間が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人の銀行口座の預金取引明細書により、申立期間のうち平成 13 年 3 月から同年 7 月までの各月において株式会社Aから給与の入金が確認でき、同社は、翌月支給を行う給与制度であるとしていることから、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得日である 11 年 4 月 1 日から 13 年 6 月まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「営業成績の低下により正社員としての雇用契約を解除され、本人の希望により完全歩合給制の請負契約を新たに締結した職員がいた。」としており、申立人もそのうちの一人であると供述をしている。

また、事業主は、平成 13 年 3 月 18 日に申立人との雇用契約を解除した上で、厚生年金保険の適用にはならない請負契約を新たに締結したため申立人の給与から厚生年金保険料を控除してはいなかったとしており、雇用保険の記録も同年 3 月 17 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 36 年 1 月 4 日まで

社会保険庁の記録によると、A株式会社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA株式会社の社員数及び数名の同僚の氏名を記憶しているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている社員数及び同僚の氏名と一致していることから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同僚は、申立人が勤務していたと供述しているものの、期間については、申立人が他社に転職している期間としていることから、供述は信ぴょう性に乏しく、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

また、申立期間における上記名簿の申立期間前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、A 株式会社に勤務していた期間のうち、昭和 55 年 9 月から 56 年 9 月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人が所持する A 株式会社の給与明細書に記載された総支給額による標準報酬月額に訂正する必要があると主張している。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和 29 年 5 月 19 日法律第 115 号）では、被保険者の報酬が、昇給などによる固定的賃金の変動に伴って標準報酬月額が 2 等級以上変わったときは標準報酬月額が改定（随時改定）されると規定されているところ、申立人の固定的賃金は申立期間において増額されているものの、随時改定の対象となる変動幅ではなく、また、事業主の「報酬月額変更届を社会保険事務所に提出していなかった。」とする供述及び申立人が所持する給与明細書から、事業主は、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に係る厚生年金保険料を給与から控除していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年12月31日まで
平成4年5月1日から同年12月31日までの標準報酬月額が、いつの間にか53万円から8万円に引き下げられているが、自分は訂正処理をした覚えは無いので、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日以降の5年1月20日に、4年5月から同年11月までの標準報酬月額が53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら申立人は、同社設立の時期から解散の時期まで一貫して代表取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できる。

また、申立人は、会社清算に関して第三者による手続を行っておらず、自然消滅させたと供述していることから、申立人以外が当該遡^{そきゅう}及訂正を行ったとは考え難く、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であったことから、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が有効ではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 10 月 1 日まで

申立期間については、正社員のAとしてB株式会社に住み込みで勤務し、昭和 35 年夏に同社が倒産して事業所がC株式会社に吸収された際も、他の従業員と共に継続して勤務していた。社会保険事務所の記録では、C株式会社における同年 10 月 1 日以降の記録はあるものの、B株式会社での記録が欠落している。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

業務内容に関する申立人の具体的供述及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社は昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の従業員が同社の事業を継承したC株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは、申立人と同様、いずれも同年 10 月 1 日であることが社会保険事務所の記録で確認できるとともに、B株式会社が適用事業所であった間については、当時の事業主の連絡先が不明で、経理担当者も既に亡くなっていることから、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除状況等を確認することができない。

また、同僚照会において、申立人と同じAで、申立人より先にB株式会社に入社したと供述している二人の同僚は（うち、一人については申立人も職場の先輩として氏名を記憶）、同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得したのが共に昭和 35 年 7 月 2 日で、1 か月間の加入記録しか無い上、他の同僚についても、厚生年金保険加入期間が本人の記憶する勤務期間と 3 か月以上食い違っている者が複数存在することから、同社では、

従業員の厚生年金保険への加入について何らかの区別をしていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶が無く、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月5日から5年10月1日まで

平成3年3月5日から5年10月1日までは、株式会社A(現在は、株式会社B)に派遣契約社員として勤務していた。

株式会社Aの契約の際に、健康保険は自分で加入するよう説明を受けたことから、C区役所で国民健康保険の加入手続をしたが国民年金に加入するよう説明を受けた記憶は無く、源泉徴収票には社会保険料の控除額が記載されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このままでは、厚生年金保険の保険料をただ取りされたことになり納得できないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述などにより、申立人が株式会社Aに派遣契約社員として勤務(期間は不明)していたことが推認される。

しかし、株式会社Aの事業主は、申立人の申立期間の勤務について「記録の法定保存期間(3年)を経過していることから人事記録等が保存されておらず不明であるが、申立期間は派遣契約社員の社会保険加入が社会問題になる平成7年以前のことであり、当社の給与の支払は月2回払いで、契約時に国民年金及び国民健康保険に加入するよう案内をしていたと思う。」と供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。

また、事業主の発行した平成3年及び4年の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額からは、厚生年金保険料及び健康保険料に相当する額の控除が確認できず、5年の源泉徴収票には、社会保険料控除額が記載さ

れていないことから、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得を届け出なかったことが推認される。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 5 月 17 日まで
A 社会保険事務所から、B 株式会社における平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 5 月 17 日までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、倒産後の同年 5 月 24 日にさかのぼって 53 万円から 11 万円に下げられていることを知らされた。

代表取締役であった B 株式会社は、平成 6 年 * 月 * 日に不渡り手形を出して倒産した。

倒産から破産管財人が選定されるまでのすべての処理を、C 事務所の D 氏（現在は、C 事務所に所属しておらず、連絡先が不明）に代表者印を預けて任せており、標準報酬月額の訂正について指示や報告を受けたことも無く、社会保険事務所に相談したことも無いことから納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた B 株式会社は、社会保険庁の記録から、平成 6 年 5 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は同日以後の同年 5 月 24 日に、4 年 8 月から 6 年 4 月までについて、53 万円が 11 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、このような遡^{そきゅう}及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしている。

しかしながら、申立人は、倒産後の処理を依頼した弁護士に代表者印を預けたことを認めているところ、仮に当該弁護士が当該遡^{そきゅう}及訂正を行った

としても、B株式会社の代表取締役として当該弁護士に権限を委任した責任を免れることはできないと考えられる上、上記の自己の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の届出について、知り得る立場にあり、また、知らなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 1 月 3 日まで
A所（現在は、有限会社B）には、昭和 27 年 4 月から 37 年 12 月まで勤務したのに、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入期間が 37 年 1 月 3 日から同年 12 月 29 日までとなっている。申立期間当時、一緒に働いていた夫は 35 年 2 月から厚生年金保険に加入しており、自分も同時期から加入したはずなので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間においてA所に勤務していたことがうかがえる。

一方、申立人のA所に係る厚生年金保険被保険者期間は、社会保険庁が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）に昭和 37 年 1 月 3 日資格取得、同年 12 月 29 日資格喪失と明確に記載されており、記載されている期間以外の申立期間において同名簿に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番で払い出されており、欠番も無い。

また、当該事業所は、既に他の事業内容に変更し、当時の事業主は死亡しており、申立期間に係る関係資料も残っていないことから、申立内容の事実について確認ができない。

さらに、申立人の夫及び複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除がなされていたことを確認できる資料の提出や供述は無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 39 年 7 月 27 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、脱退手当金が支給されているとのことだが、私自身受け取った記憶も請求した覚えもない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年8月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所の記録で、株式会社Aに代表取締役として勤務した期間のうち、平成 8 年 4 月から同年 12 月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。標準報酬月額の記録を訂正前の月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、株式会社Aは平成 9 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日以降の 9 年 1 月 24 日に、8 年 4 月から同年 12 月までの期間について 59 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、同社が破産宣告を受けた平成 9 年 * 月 * 日までは代表取締役であったことが閉鎖登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係業務は妻に任せた。」と供述し、標準報酬月額の減額訂正への関与を否定しているものの、当時の経営状況に関して、「取引先の倒産により当社は大きな損害を被っており、顧問の弁護士と相談して、平成 9 年 1 月に会社を清算した。8 年 12 月と 9 年 1 月の社会保険料に関し滞納があったかもしれない。」と供述している上、当該顧問弁護士は、「年金業務にはタッチしていない。」としていることから、申立期間に係る 9 年 1 月 24 日付けの処理に関して、申立人

の一切の関与もなしに行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理を有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。